

# 規 約

施 行 平成23年6月 1日

最終改正 令和 元年6月15日

## (名称)

第1条 本会は、「ASUたちばな会」と称し、所在地を名古屋市中区橋2丁目6番15号に置く。

## (会員)

第2条 会員は、正会員及び客員の二種類とする。

2 正会員は、学校法人愛知産業大学の各設置校を退職した者で、円満退職者を以って組織する。

但し、永年同学園に在職の経歴ある者は理事会の推薦により会員になることができる。

3 客員は、学園理事および評議員、各設置校の長を本会の客員と称す。

## (目的)

第3条 本会は、会員相互の支援及び親睦を図るとともに、併せて学園の発展に寄与することを目的とする。

## (会計年度)

第4条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる1ヵ年とする。毎期会務および会計の報告は翌期の総会に於いてこれを行う。

## (退会)

第5条 本会会員は、死亡ならびに本人からの申し出があったとき退会する。

また、本会の会員で本会の体面を毀損または秩序を乱すと認められる者は、理事会の決議により除名もしくは退会扱いとすることができる。

## (支部)

第6条 支部は、各設置校を中心として設置する。支部の設置は、当該地域に所在する会員の合意による。

## (入会手続き)

第7条 本会の会員は入会に際し、次の入会金を納付し入会申込書を会長に提出する。入会金は1,000円とする。

## (役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長(代表者) 1名
- (2) 理事 8名以内
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 会長は、理事の互選により選出する。理事は、総会席上出席会員により会員ならびに客員の中から選出し、理事会を組織して重要項目を審議する。監事は、理事会の推薦により会長が之を委嘱する。監事は本会の財産ならびに会計を監査する。

2 理事会の業務は、次の事項とする。

- (1) 会長の選出、事務局長の設置、監事の推薦
- (2) 会運営方針の審議・決定
- (3) 予算の審議・決定および決算案の承認
- (4) 総会およびその他行事の運営
- (5) 入会希望者の推薦
- (6) 客員および顧問の推薦
- (7) 会員名簿並びに「会報」の発行
- (8) 会員の慶弔に関する事項
- (9) 会員相互の親睦に関する事項

(役員任期)

第10条 役員任期は、2年とし、重任を妨げない。但し、欠員を生じた場合は、理事会で協議して直ちに補充をする。但し、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第11条 本会は、事務局を学園法人事務局（名古屋市中区橋）に置く。

附則

本規約は設立年月日（平成23年6月1日）から実施する。

附則

本規約は平成23年9月17日から実施する。（改正 第1条、第10条）

附則

本規約は平成28年10月1日から実施する。（改正 第2条2項、第9条2項7号）

附則

本規約は令和元年6月15日から実施する。（改正 第1条、第8条1号）